各都道府県障害保健福祉主管部(局) 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

障害保健福祉関係事務における本格運用開始後の医療保険者との情報連携 について

日頃より、障害福祉行政の適正な運営に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

各都道府県におかれましては、平成29年7月18日より、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)に基づき、マイナンバーを利用した情報連携業務を試行的に実施いただいているところです。

今般、この試行運用期間中、医療保険者(健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に規定する全国健康保険協会(以下「協会けんぽ」という。)及び健康保険組合(以下「健保組合」という。)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)に規定する国民健康保険組合(以下「国保組合」という。)、並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に規定する後期高齢者医療広域連合のこと。以下同じ。)に対して、情報提供ネットワークシステムを使用した番号利用法第 19 条第 7 号に基づく情報照会(以下「情報照会」という。)を行う事務について、医療保険者側に起因する課題が把握されたことから、下記のとおり、情報連携を活用する際の事務運用等を示しますので、運用に当たっての参考としていただくようお願いいたします。

なお、管内市町村(特別区含む)にも情報提供いただき、マイナンバーを利用した情報連携業務が円滑に実施されるよう、助言等の支援をお願いします。

記

1 本事務連絡の対象となる事務手続

管理番号	事務手続名
7–68	
7–69	障害児入所医療費の支給
7–72	

8–7	
8-8	肢体不自由児通所医療費の支給
8-11	
14-6	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の
14-7	
14-8	算定
84-39	
84-40	他の法令による給付との調整
84-44	

2 試行運用期間中に把握された医療保険者側に起因する課題

被用者保険者(健保組合、協会けんぽ及び国保組合をいう。以下同じ。)において、情報提供の対象となる加入者に係るマイナンバー及び副本情報(以下「副本情報等」という。)の医療保険者等向け中間サーバーへの登録作業が遅延している状況にある。

そのため、被用者保険者に対する情報照会を行った際に、機関別符号未発行エラーや 情報提供エラーが発生し、必要な情報が提供されない場合がある。

3 今後の事務運用方針

これまで被用者保険者が発行する添付書類(資格喪失確認通知書や健康保険被保険 者証。以下同じ。)の提出(提示)を申請者に求めていたが、情報連携の本格運用開始 後は、添付書類の提出は省略されることとなる。

しかしながら、本事務連絡2のとおり、被用者保険者側での副本情報等の登録遅延により、1に掲げる事務手続で情報を照会した際に、必要な情報を取得することができない場合があるため、以下(1)及び(2)の方針に沿って事務を運用いただきたい。

(1) 添付書類省略困難保険者としての取扱

副本情報等の登録作業の遅延が著しく、かつ、市町村等からの問合せに対して十分に対応することができない健保組合及び国保組合を「添付書類省略困難保険者」とし、<u>当該保険者の加入者(又は加入者であった者)については、本格運用開始後も、副本情報等の登録が進捗し、市町村等からの問合せに対して十分な体制が確保できるまでの間は添付書類の省略は行わないこととする。</u>

また、<u>協会けんぽにおいても</u>、被扶養者についての副本登録が大幅に遅れていることから、被扶養者に限って添付書類省略困難保険者と同様の取扱いとする。

① 添付書類省略困難保険者リストの公開

添付書類省略困難保険者については、厚生労働省保険局において、保険者名称を記載した「添付書類省略困難保険者リスト」を作成して管理すると共に、厚生労働省のホームページに掲載する(※1※2)。

- ※1 添付書類省略困難保険者リストは、定期的に副本情報の登録状況を確認し、該 当の保険者に変更があった場合には更新する。
- ※2 リンク先(厚生労働省ホームページ)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou
hoken/mynumber/

② 上記取扱の周知について

添付書類省略困難保険者においては、当該保険者の加入者(又は加入者であった者)に対して、1に掲げる事務手続を行う際には、引き続き保険者が発行していた添付書類の提出が必要となる旨周知を行うこととしているが、各障害保健福祉主管部局においても、上記①の取扱について、窓口への掲示等を通じて、申請者に対し周知していただくようお願いする。

(2) 被用者保険者への確認方法について

上記(1)のとおり、添付書類省略困難保険者の加入者(又は加入者であった者)については、引き続き添付書類により確認することとなるが、添付書類省略困難保険者以外の医療保険者においても、情報照会を行った際に、機関別符号未発行エラーや情報提供エラーが発生する可能性があることから、全ての医療保険者(添付書類省略困難保険者を含む。)において、各都道府県、市区町村を含む情報照会機関からの問合せに対応する窓口を設置し、その連絡先を公開する(※)。

また、個人情報保護の観点から、<u>医療保険者への照会方法を別紙のとおりまとめ</u>たので、その方法によりお問合せいただくとともに、照会に当たってはマイナンバーを用いないことに留意されたい。

なお、本事務連絡に関しての問合せや、医療保険者が適切に対応しない場合(回答の拒否や遅延等)については、当該保険者の所管課担当係(本事務連絡の<医療保険者に関する照会先>を参照)まで連絡すること。

※ 医療保険者の連絡先は、市町村向けデジタルPMO (https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/documentList/show/1982) に「医療保険者 照会窓口一覧」として掲載する。

当該一覧は、連絡先に変更があった場合に更新することとしている。

<医療保険者に関する照会先> 厚生労働省保険局 保険課

電話 03-5253-1111

協会けんぽ担当 (内線 3152)

健康保険組合担当 (内線 3245)

国民健康保険課 国民健康保険組合係

電話 03-5253-1111 (内線 3260)

高齢者医療課 監理係

(後期高齢者医療広域連合担当)